

米国の緊急利下げについて

国際協調で新型コロナウイルスの悪影響に対抗

2020年3月4日

お伝えしたいポイント

- ・ 経済の下振れリスクに備え、米国が緊急利下げを実施
- ・ G7財務相・中央銀行総裁会議も緊急に開催され、共同声明を発表
- ・ 市場の注目点は引き続き新規感染者数の動向

経済の下振れリスクに備え、米国が緊急利下げを実施

3月3日（現地、以下同様）、FRB（米国連邦準備制度理事会）は臨時のFOMC（米国連邦公開市場委員会）を開催し、政策金利（フェデラル・ファンド・レート誘導目標）をそれまでの1.50～1.75%から1.00～1.25%へ0.5%ポイント引き下げました。新型コロナウイルスの感染拡大による経済の下振れリスクの高まりに対処するのが目的です。FRBが定例のFOMCではなく臨時で政策変更したのも、0.5%ポイント以上の幅で政策金利を変更したのも、リーマンショックと呼ばれる金融危機が発生した2008年以来です。

FRBが臨時、かつ大幅な利下げを実施した理由としては、以下のような点が考えられます。

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を原因とする株価の急落や経済活動の停滞が、一過性のものにとどまらず、持続的な景気後退につながるリスクを排除するため
- ・ 足元の市場において、米国債利回りが急低下するなど、臨時、かつ大幅な利下げを織り込む動きが強まりつつあったことから、政策効果を損なわないよう、市場の動きに先手を打つ必要があったため
- ・ トランプ大統領が利下げ要求を強める中、いずれ利下げを行うのであれば、早期に実施した方がFRBの独立性維持のためにも好ましいと考えられるため

G7財務相・中央銀行総裁会議も緊急に開催され、共同声明を発表

FOMCに先立ってG7（主要7カ国）財務相・中央銀行総裁会議も緊急に開催されました。新型コロナウイルスによる経済の下振れリスクなどに対し「全ての適切な政策手段を用いる」との共同声明が発表され、国際的に協調して問題に対処することが示されました。これを受けて直ちにFRBが政策変更に向けたことから、今後、欧州や日本も協調して何らかの金融緩和策を打ち出してくるとの思惑が強まりそうです。ただし、ECB（欧州中央銀行）や日銀は、FRBに比べると利下げ等の政策余地があまりないため、政策を打ち出すにしても、その実効性を確保するのは容易でなさそうです。

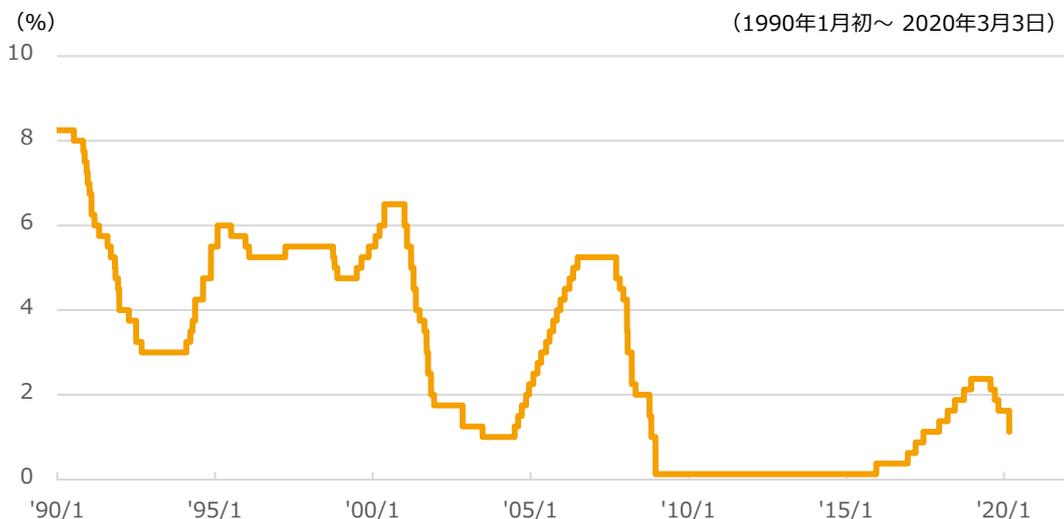
市場の注目点は引き続き新規感染者数の動向

FRBの緊急利下げにもかかわらず、同日の米国株式市場は大幅に下落しました。これは前日、NYダウが1,300ドル近く急騰するなど、利下げを事前に織り込む動きがあったことの反動と考えられるため、過度に懸念する必要はないと思われます。

今後ですが、市場の注目点は引き続き、新型コロナウイルスの日々の新規感染者数の増加ペースにあるとみられます。当然ながら、利下げが直接的に新型コロナウイルスの感染拡大防止に役立つわけではありませので、新規感染者数の増加が今後も継続的に続くようであれば、市場参加者の不安心理も払拭されず、利下げの効果発現は期待し難いでしょう。東アジアに比べると警戒感が薄かった欧米や中東の新規感染者数が増加し、一部でそれが加速している点は十分に注意する必要があります。しかし、発端となった中国では新規感染者数が大幅に減少しているほか、中国の次に感染者が多い韓国も、ここ数日は新規感染者数の増加に歯止めがかかりつつあるなど、終息に向けた兆候も見られ始めています。

当社では3月中にも終息に向けた方向性が見通せるようになってくると考えています。その場合、1-3月期の世界経済の下振れは非常に大きいものの、市場では4-6月期からの回復を期待する動きが徐々に強まってくると考えられます。今回のFRBの利下げや、その他、各国での財政・金融政策は、足元の経済の下振れ抑制効果は限定的とみられるものの、落ち込みからの回復を促進させる効果は大きいと考えられることから、市場に対しても底打ち後の速やかな回復を後押し材料になると予想されます。

米国の政策金利



※決定日ベース

※2008年12月16日以降は誘導レンジの中心を表示

(出所) 米国連邦準備制度理事会

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和投資信託が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行なう場合、約定代金に対して最大 1.26500%（但し、最低 2,750 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.99000%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行なうにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行なうことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行なわれていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 / 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会